

第 号
年 月 日

様

(〇〇地方局長)

印

住居確保給付金支給停止通知書

年 月 日第 号により支給決定した住居確保給付金について、下記のとおり支給を停止することとしたので通知します。

記

- 1 支給停止時期 年 月から
(年 月家賃相当分から)
- 2 支給停止の理由 職業訓練受講給付金を受給する予定であるため

(注意事項)

- 1 停止期間中に常用就職した場合には、常用就職届を〇〇〇〇（自立相談支援機関）に提出して下さい。
- 2 職業訓練受講給付金の受給終了後、残月分の住居確保給付金の支給を受けることが可能です。希望する場合は、訓練修了日までに、「住居確保給付金支給再開届」を〇〇〇〇（自立相談支援機関）に提出して下さい。
- 3 訓練修了日までに「住居確保給付金支給再開届」の提出がない場合、中止決定を行う場合があります。

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、愛媛県知事に対し審査請求をすることができます。

また、この決定の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後、その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に愛媛県を被告として（愛媛県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、当該裁決を経ないで決定の取消しの訴えを提起することができます。

(1) 審査請求をした日（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第23条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合にあつては、当該不備を補正した日。以下同じ。）の翌日から起算して50日（当該審査請求をした日から50日以内に同法第43条第3項の規定により通知を受けた場合にあつては、70日）を経過しても裁決がないとき。

(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。